



Kobe Shoin Women's University Repository

Title	漢語辞書の構造 The Constitution of the Kango-Dictionaries
Author(s)	松井 利彦 (MATSUI Toshihiko)
<i>Citation</i>	文林 (BUNRIN), No.34 : 1-38
Issue Date	2000
Resource Type	Bulletin Paper / 紀要論文
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

漢語辞書の構造

松 井 利 彦

(一)

明治期に、漢語辞書と呼ばれる多種多様な辞書が多数、出版された。その刊行は、厳密に言えば幕末から始まるけれども、特に明治前期には、辞書史上かつて例を見ないほど盛んであった。そのために、漢語辞書は独特の世界を形成する結果になり、単独では評価されにくい存在注1になった。

長橋間右衛門の編集した漢語辞書群も、書名がすべて「漢語字解」であり、そして配列をする場合には、いずれも掲出語の第一次配列がイロハ順であって単純であることを除けば、他のことについては多種多様であり、また先行の漢語辞書との係わりで位置づけをしなければ、その内容・特徴を十分に説明することがむづかしい、この時期特有の漢語辞書である。

長橋間右衛門の漢語辞書は、辞書部分で言えば四種であり、異本を加えると、とりあえず挙げる事ができるのは次の五種類である。

59 漢語字解 明治七年九月 8 / 1 ①イロハ順・②頭字による類集 九七丁 一五〇一語。

『四季文章』の頭書。

80-12 漢語字解 明治八年十二月 7 / 1 順不同 一五丁 二〇二語。

『女四季文章』の頭書。

98 増補漢語字解大全 明治九年四月 12 / 2 ①イロハ順・②振り仮名数順 一八七丁 八二四〇語。

独立辞書。横長本。

104 増補漢語字解大全 明治九年六月 12 / 2 ①イロハ順・②振り仮名数順 一八七丁 八二四〇語。

独立辞書。横長本。

134 増補漢語字解 明治十年六月 10 / 2 ①イロハ順・②部分的に頭字類集 六八丁 三三三〇語。

『増補四季文章』の頭書。

辞書名の頭に記した数字は「近代漢語辞書一覽」において各辞書に付した番号である。^{注2}これらの漢語辞書は、単独辞書と頭書辞書に分かれる。後者は書状の例文集の上部に記されているから「漢語字解」は書名とはいえないが、便

宜上、ここでは書名として扱うことにし、二重括弧に入れて示す。そして、『四季文章』の頭書を『四季漢語字解』と略称し、『女四季文章』の頭書を『女四季漢語字解』、『増補四季文章』の頭書を『増補四季漢語字解』と呼ぶことにする。書名の後に記したのは、刊行年月である。その次は一面の形態であって、行数と段数である。続いて配列順序数、掲出語数を挙げた。その後は備考である。配列は第一次と第二次とを示した。イロハ順とは、掲出語に付された振り仮名の第一字目をイロハ順に配列していることを言う。

右の辞書の書誌について、もう少し詳しく記しておく。『四季文章』は内題・外題・尾題・柱題・見返し題とも「四季文章」である。題簽には「四季文章」の上に「頭書／漢語／字解」〔／〕は改行を示す。以下でも同じ)、その下に「開化日用文章 全」とある。見返しの右下にも「一名 開化日用文章」と記されている。見返しの中央は「四季文章」、その上に「頭書／漢語／字解」とあり、左下には「阪府下 三書堂梓」とある。題字が二丁半、序文が半丁、目次が七丁、本文が九七丁(ただし、一三丁に上と下の重複があるから実質は九八丁である)。刊記に「明治七戌六月官許／同九月刻成」、「著述 長橋間右衛門」、さらに「大阪府下書肆」として「松田正助(金花堂)・松田幸助(文書堂)・北尾禹三郎(墨香堂)・前川善兵衛(文学堂)」が並んでいる。頭書は、目次の上が「書翰類語」(六丁半)と「早見目次」(半丁)、本文の上が「漢語字解」(九八丁)である。

『女四季文章』は内題と外題が違う。内題は「女四季文章」であるが、題簽には「女四季用文章」とある。見返しも「女四季用文章」である。しかし、目次は「女四季文章」であり、尾題も「女四季文章」である。したがって、「女四季文章」と呼んでよい。架蔵本には刊記がないので題字に記された明治八年を採る。^{註3}ところで、『女四季文章』

は頭書辞書の名称にも問題がある。辞書部分の冒頭には「漢語字類」とある。ところが、題簽は「頭書／漢語／字解」である。さらに、見返しにも「頭書 漢語字解」とあり、また「頭書目録」にも「漢語字解」とあるから、頭書である漢語辞書の名を「漢語字解」と呼んでよいであろう。書状の例文集には「漢語字類」と題する類語辞書が頭書として置かれることが多いから誤記したものと考えられる。なお、本書には販売書店の違う二種類のものがある。したがって、右では五種類の「漢語字解」を挙げたが、もう一種類、異本を加えなければならない。

『増補漢語字解大全』は、内題と尾題が「増補漢語字解」であり、また凡例に「増補漢語字解」、柱には「漢語字解」とあるから、題簽に「増補漢語字引大全」とあるけれども、そして、見返し題も後に触れるように中心は「漢語字引」であるが、書名は「漢語字解」であると見てよい。刊年は、「明治期漢語辞書大系」の編集のために架蔵の漢語辞書を提供していた時点では、明治九年六月刊行の一本しか存在が確認できなかった。国立国会図書館に収蔵の『増補漢語字解大全』も同年月の刊行であった。そのため明治九年六月より早い刊行の『増補漢語字解大全』の存在は思いも及ばなかった。土屋信一氏の同大系の解説でも異本の報告はなされていない。ところが、筆者がその後に入手したものを加えて、現在、手元にある『増補漢語字解大全』を挙げると、次のようである。

甲、増補漢語字解大全 明治八年三月五日官許、同九年四月十五出版、題字一丁、序三丁、凡例一丁、目次一丁、

本文一八七丁（途中に、十一・十二・又十二・十三、百三十三・百三十四・百三十四・百三十六）の重複が二か所ある。見返しは地が黄色で「増補漢語字引大全」「浪華書肆 小嶋藏版」とある。奥付に「著述人 長橋問左衛門」、「補正人 大谷兵藏」、「出版人 松田

幸助」とあり、さらに発兌書肆「豊浦伊兵衛・前川善兵衛・前川宗七・森本太助・北尾禹三郎・花井卯助・梅原亀七・松田正助」とある。

㊦、増補漢語字解大全 明治八年三月五日官許、同九年六月出版（甲本の四月の「四」を埋木で「六」に変え、「十五」の部分削除して空白にしている）。見返しを改刻し、地色を赤にして「増補漢語字引大全」「浪華書肆 森本蔵版」と記す以外は、題字・序・凡例・目次・本文、および著述人・補正人・出版人・発兌書肆ともに甲本に同じ。

㊧、増補漢語字解大全 見返しを改刻し、地色を白にして「増補漢語字引大全」「浪華書肆 墨香居」とする以外は乙本に同じ。本書より、乙本のほうが甲本に近いとする判定基準は見返しに記されている。「増補漢語字引大全」の字体である。「明治期漢語辞書大系」収録本。

㊨、増補漢語字解大全 見返しを改刻し、地色を赤にして「布令漢語字引大全」（圏点は筆者が付けた）、「龍巖堂」とすること、および裏表紙の内側に発兌書肆（中川勘助から阪田伝助の一〇名）と『増補二体唐詩帖』の広告が記されていること以外は丙本に同じ。

『増補漢語字解大全』は、初版の甲本の刊行後、わずかに二か月で乙本が出され、さらに乙本に基づいて丙本が出版されている。丁本は、丙本を用いての刊行である。『増補漢語字解大全』に異本が少なくとも三種類あったのである。当時の漢語辞書に異本が多くあることは既に指摘されている。特に、『新令字解』の慶応四年六月刊本に改板本や、凡例の有無による異本が多数存在すること、また明治元年十一月刊本にも異本があること、さらには明治三年に、配

列がイロハ順と画数順の二種の『増補新令字解』が出版され、イロハ順配列のほうには改板本や、異本があることはよく知られている。^{注6}『新令字解』は明治維新以後の新体制と係わりのある辞書であり、かつ、ネーミングが巧みであったこと、明治維新後、初めて販売された漢語辞書であったことのための「多種多様」である。しかし、『増補漢語字解大全』の場合は、維新後、九年が過ぎ、既に数十種の漢語辞書が出版されているなかでの「多種多様」である。「増補」ということは以外にさほど人の注意を引きそうにないこの『増補漢語字解大全』に複数の異本が存在することは注目に値する。

先に長橋間右衛門が刊行した漢語辞書として五種類を挙げ、そして後に『女四季漢語字解』の異本を一種類、加えた。さらに、今、二種類の『増補漢語字解大全』の異本を確認することができた。長橋は合計で八種類の漢語辞書を出版したことになる。少なくとも、漢語辞書を八回、刷らせている。このことは、明治十年に近づいても、また明治十年になっても、漢語辞書の需用が、用途はともかくとして、大きかったことを示している（もっとも、頭書辞書の場合は、本文の書状例文集の需用に基づく再版であったかもしれない。しかし、本書の例文が特に優れているわけではないから頭書を備えていることが再版の、少なくとも一つの理由になっていると考えられる）。

長橋間右衛門の漢語辞書は、書名が単調である。しかし、右で見たように四種の違った辞書があり、また異本が合計で四種類ある。しかも、内容が以下で述べるように、単調な書名の背後で先行の漢語辞書と複雑に錯綜している。

『四季文章』の頭書「漢語字解」は、第一次配列がイロハ順、第二次配列が頭字による類集である。長橋間右衛門の漢語辞書の配列が、多くが不整備、ないし整備不十分であるなかで、唯一、掲出語の配列が行き届いた辞書である。イ部の掲出語を冒頭から三〇語、挙げると次のようである。

遺訓・遺恨・遺失・遺憾・遺漏・維新・引見・印章・印度・委任・委曲・威儀・威容・宥恕・偉業・偉功・陰謀・畏縮・誘引・憂心・憂苦・遊惰・遊手・遊冶・遊蕩・縊死・依然・依頼・異情・異日

この掲出語を、『新令字解』のイ部と見比べると、共通することが多いことに気づく。『新令字解』のイ部のすべてを挙げると次のごとくである。

遺詔・引率・印度・委任・育民・一大革・威烈・遺憾・宥恕・遺意・偉業・陰謀・一洗・威權・以還・畏縮・困循・姑息・依頼・誘引・異教蔓延・憂慮・遊惰・遊説・縊死・一層励精

『四季漢語字解』の掲出語は原則としては二字漢語であるから、『新令字解』の多字漢語を除いて、さらに頭字による類集を整えると、『新令字解』の頭字の順序は次のようになる。

遺・引・印・委・育・威・宥・偉・陰・一・以・畏・依・誘・憂・遊・縊

『新令字解』と『四季漢語字解』の頭字の配列順はよく似ている。当時、あまり使用されることがなかった「印度」が共通するのも、両辞書の関係を示している。「印度」は、慶応四年の『太政官日誌』第一号（二月刊）に、

此時に当り船艦之利未ダ開けず故ニ三韓四近と唐国而已西洋諸国之事も暫差置印度地方尚明確ならず（五オ）

とあるのが『新令字解』に採集されて掲出された語である。それが『四季漢語字解』にも見られるのである。

『四季漢語字解』の「大体」の語釈として記されている「オホダ、イ」も『新令字解』に見える。『新令字解』の場合は、編者の荻田嘯が郷里、備中の方言を使ったことが分かっているから、『四季漢語字解』の「オホダ、イ」は後者の語釈を受け継いだものと考えられる。それでは、『四季漢語字解』は直接に『新令字解』を承けたものかといえ、『新令字解』のほうが掲出語が少ないから、この推定にはやや無理がある。そこで次に、この『新令字解』の掲出語を骨組みとし、これを『漢語字類』（庄原謙吉編、明治二年一月刊）で増補した『増補新令字解』（イロハ順配列。東條永胤増補、明治三年刊）はどうか、両者を比べてみると、『四季漢語字解』は『増補新令字解』とよく似ていることが分かる。『増補新令字解』のイ部の掲出語は次のようである。

遺詔・遺憾・遺意・遺制・遺典・遺則・遺業・遺訓・遺言・遺愛・遺忘・遺棄・遺失・遺漏・遺書・遺児・遺孕・遺火・遺券・遺脱・遺腹・維新・維城・怡憚・怡怡・引卒・引見・引拔・引証・引人・引薦・印度・印章・印本・印花布・委任・委積・委吏・委府・委頓・委曲・育長・威烈・威權・威儀・威嚴・威容・有恕・有罪・有過・偉業・偉功・偉積・偉大・陰謀・陰計・陰惡・陰慮・陰符・陰*・畏縮・畏服・畏途・畏憚・依頼・依然・依違・依憑・依附・倚頼・倚託・誘引・誘導・誘納・憂慮・憂心・憂患・憂苦・憂樂・憂喜・遊惰・遊説・遊手・遊民・遊食・遊軍・遊兵・遊偵・遊治・遊蕩・遊擊・繪死・異教蔓延・異情・異哉・異日・異名・異声（以下省略）

『四季漢語字解』の掲出語と一致するものに傍線を付けると、『四季漢語字解』の漢語のほとんどが、『増補新令字解』に掲出されていることが見てとれる。これは、『四季漢語字解』が『増補新令字解』か、それともこれと内容が

類似する漢語辞書かによって成立している可能性のあることを示唆する。「字解」という書名の共通も両者の関係を暗示するように思える。しかし、『増補新令字解』のイ部に一語ではあるが、「遺恨」が掲載されていない。

次に、ホ部について、『四季漢語字解』と『増補新令字解』を比較して、前者の掲出語が後者のどこに掲載されているかを示すと、次のようになっている。括弧の中の漢数字は『増補新令字解』における丁数である。オは表の面、ウは裏の面の略称、算用数字は行数である。

鳳闕（一四ウ6）・鳳輦（一四ウ7）・暴行（一四ウ10）・暴客（一四ウ12）・本月（一五オ6）・貿易（一五オ3）・本邦（一五オ7）・捕虜（一五オ8）・奔走（一五ウ6）・木訥（一五ウ11）・蜂起（一六オ3）・褒賞（一六オ5）・豊凶（一六オ9）・匍匐（一六オ11）・謨訓（一六オ8）・矛盾（一六ウ4）・凡庸・幫間^{注7}・木疆・奉復（一五オ11）・步趨（一五オ12）・俸祿（一五ウ6）・俸錢（一五ウ5）

『四季漢語字解』の掲出語の順序は、「鳳闕」から「矛盾」までは、ほぼ『増補新令字解』の丁数、表・裏、行の順で一致する。そして、『増補新令字解』に見えない三語の後は一五丁に戻って「奉復」から、再び表、裏へ、さらにはば行を追って『増補新令字解』の掲出順と同じである。このことは『増補新令字解』が『四季漢語字解』と関係の深い辞書であることを示している。語釈について見ると、漢字表記か片仮名表記かの違いがあったり、また、「本月」に対して、『増補新令字解』で「トウゲツ」、『四季漢語字解』で「コノツキ」と、後者で平易になっているくらいしかホ部における大きな相違はない。しかし、掲出語について見ると、「凡庸・幫間・木疆」が『増補新令字解』に掲載されていない。『四季漢語字解』に記されていて『増補新令字解』に見当たらない漢語が全体で二八語ある。

この二八語を持つ、『増補新令字解』に近い漢語辞書があれば、それが『四季漢語字解』の成立に係わった漢語辞書であると推定できる。その辞書が中村守男編の『新撰字解』（明治五年秋刊）である。この『新撰字解』と『増補新令字解』との関係は次のごとくである。

『新撰字解』と『増補新令字解』とで共通する掲出語 五四三八語

『新撰字解』にのみあって、『増補新令字解』にない掲出語 九六語

『新撰字解』になく、『増補新令字解』にのみある掲出語 一五語

『新撰字解』は『増補新令字解』をほとんどそのまま継承し、これに一〇〇語近くを増補した漢語辞書である。^{注6}ホ

部について見ると、『増補新令字解』の最後の五語は「鋒刃・鋒芒・蒲柳之質・矛盾・逋負」であり、一方、『新撰字解』では、「鋒刃」以下を挙げると、「鋒刃・鋒芒・蒲柳之質・矛盾・逋負・凡庸・幫間・木彊」となっている。三語が増補されている。この増補された最後の三語が『四季漢語字解』に見られる。そのほか、『四季漢語字解』に掲載されている『増補新令字解』に見えない「遺恨・柔弱ニウシヤク・鬪戦・蠹弊・勅選・寵命・温厚カシクイ・感載ツマ・海岳・豪農・総督・痛飲・農兵・農務・刑罰・不慮・不幸・不能・不屈・国益・後生・古米・英名・戦闘・絶世・切断」が『新撰字解』に記載されている。これらの漢語は、『増補新令字解』を基にして『新撰字解』が編集される時に増補された語であり、同じ頭字で類集された語群の最初か最後、ないしはその近くに記されている漢語である。このように見ると、『四季漢語字解』は『新撰字解』によって成立しているという結論に達する。『漢語字解』の「字解」は直接には『新撰字解』から採られたものだったのである。ただし、『四季漢語字解』は『新撰字解』の漢字音や語釈をそのまま受

け継いでいるのではない。

編者の長橋聞右衛門は『新撰字解』を資料にして『四季漢語字解』を作る時、掲出語の漢字音を改めることがある。次に少し記す(矢印の下が『新撰字解』の漢字音。中黒点の下の漢字音は掲出語の左に付いている振り仮名である)。

1、漢音と呉音の表示から漢音表示へ

カウエキ↑カウエキ・ギヤウエキ (〔行役〕)

ハンヤク↑ハンヤク・ホンヤク (〔翻訳〕)

ワカイ↑ワカイ・ワゲ (〔和解〕)

2、呉音表示から漢音表示へ

サイブン↑サイモン (〔祭文〕)

セイジン↑セイニン (〔成人〕)

3、漢音表示から呉音表示へ

インモン↑インブン (〔音問〕)

ウナイ↑ウダイ (〔字内〕)

クワイテウ↑クワイタウ (〔詛囑〕)

タイニン↑タイジン (〔大任〕)

レイゴ↑レイギョ (〔附語〕)

これらは、漢音への傾斜と、逆に呉音への傾斜を見せており、文体に対応する漢字音の認定がまだ一定していなかったことを示している。このほか、「サツド↑サイド（撮土）」「ガヒヨウ↑ガシヨウ（餓牽）」のように正音に訂正されることや、逆に「テンユウ↑テニュ」（詔諛）のように長音化した誤音に改変されることがある。

語釈については約七〇語が改変されている（漢字と仮名、仮名遣いの違い、濁点の有無、接頭辞のオとオンや、その他の敬語の有無、また明らかに誤りである「曖昧」の語釈「ボンヤ」を「ボンヤリ」に訂正するなど対象にできなかった）。次に若干の例を示す（矢印の上の語釈が『四季漢語字解』のもの、下が『新撰字解』のものである）。

1、語釈の一部を省略

テンヂク↑テンヂククニノナ（「印度」）

ヤクニタ、ヌムスコ↑ケンソンヤクニタ、ヌムスコ（「豚児」）

ハタモト↑ハタモト グンゼイ（「旗下」）

スタレモノ↑スタレモノ。ヤクニタ、ヌ木也ヤクニタ、ヌ人ニタトヘテ云（「樗櫟」）

タイソウニヲカシキ↑↑アゴヲハズ、。タイソウニヲカシキ↑（「解頤」）

2、簡単な語釈に改変

ナカマ↑チカヒヲシタナカマ（「同盟」）

トシヨリノカミノケ↑ゴクトシヨリタル人ノカミノケ（「黄髮」）

カシラヲチニツケル↑カシラヲチニスリツケル（「頓首」）

フク、ピサカンニスル↑天下ヲフタ、ピサカンニスル↓〔中興〕
リカウトバカ↑人ノリカウバカ〔賢愚〕
3、漢語から和語への改変

コノツキ↑トウゲツ〔本月〕
ムツトシタルカホイロ↑ムツトシタル顔色〔慍色〕
アマネクトオル↑アマネクツウズ〔普通〕
モトカラノオモヒコミ↑元カラノリヤウケン〔素心〕

4、平易な語彙に改変

ヒトツママミホド↑スコシノヂメン〔撮上〕
ワズカ↑八寸五尺〔咫尺〕
ヤクシヨ↑オカミノ所〔官府〕
トキノアリサマヨノアリサマ↑トキノイキホイトヨノアリサマ〔時勢〕
タイセツナギリ↑大ナルギリ〔大義〕

5、文語形に改変

イトケナキキミ↑オサナキ天子〔幼主〕
クワイブンノヨシワルシ↑グワイブンノヨイワルイ〔栄辱〕

6、誤りを訂正

- ノビヒログル↑ノビヒロガル〔蔓延〕
 スミタリシコト↑スングコト〔既往〕
 スキマ↑スキヲネラフ〔間隙〕
 リヨウリスル↑リヤウリヤ〔割烹〕
 スリツブル↑ミワカラズ〔磨滅〕
 モレル↑モレノコル〔漏脱〕

7、誤った語釈に改変

- ミダレチラケル↑ウロクヘル〔狼狽〕
 ツクノヒキン↑ホウビノカネ〔賞金〕

『四季漢語字解』では全般的に語釈が簡潔になっており、より適切に改変されていることが多い。このように長橋間右衛門は語釈に手を入れているが、掲出語には『新撰字解』を出るものがほとんどない。四字漢語の後半の二字を独立させることによって、『新撰字解』にない漢語を『四季漢語字解』に記載することはあるが、純粹の増補語は「衆評」の一語のみである。「衆庶・衆怨」に続けて、

衆評 オフセイノヒヤウキ

衆議 オフセイノヒヤウキ

と並べ、「衆議」の同義語として増補するにすぎない。それほどまでに後統の漢語辞書の掲出語は先行の漢語辞書の拘束を受けるのである。これが漢語辞書の一つの限界であり、特徴でもある。

では、このようにして編集された『四季漢語字解』は何のための頭書であったか。『新令字解』も、また『漢語字類』も漢語の意味を調べる辞書として編集されている。その他の辞書も、序文・凡例がある場合は、それらによればほとんどの場合、読解辞書として編集したと記している。そこで、なぜ書状の模範文集の頭書に読解辞書が掲載されたのか、という疑問がおこる。たしかに、書状の例文集と読解辞書が一冊に纏まっておれば、読み書きの両方に利用でき、便利ではある。しかし、書状の例文集と緊密な関係を求めるならば、掲載されてしかるべきは、先ずは表記字典であったはずである。そうであれば、この『漢語字解』も表記字典として掲載されているのではないか。江戸時代の節用集ならば和語が多いからその漢字の意味は必ずしも記す必要がなく、同訓異字の区別を付ける程度で用が足りる。また、漢語であっても平易な漢語が多いから字訓を示すだけで済んだのであるが、一名を「開化日用文章」と名付けられた本書と同程度の文章を、本書を参照しながら書くとなれば、難解な漢語を使用する必要があり、表記字典であっても、同音異義語の区別や意味の確認のために、意味の記載が求められるようになってきていたのではないか。そのため、表記字典として漢語辞書が流用されているのではないかと推定される。頭書の漢語辞書は、実際には読解辞書として使用されることがあったかも知れない。また、編者がそれを予想していなかった訳ではなかったかも知れないが、編者の当面の目的は表記字典としての掲載であった可能性が強い。他にもこれと同様の例がある。^{注9}

(三)

この『四季文章』の頭書『漢語字解』を資料にして編集されたのが『女四季文章』の頭書『漢語字解』である。このことについて土屋信一氏は疑問を呈しておられるが、筆者は両辞書は関係があると考ええる。ただし、『女四季漢語字解』の掲出語は数が少なく、また配列が組織的でないので、『四季漢語字解』と『新撰字解』との関係のように分かりやすくはない。しかも、『女四季漢語字解』では『四季漢語字解』以上に語釈が改変されているので、両者の関係は必ずしも顕著には現れない。『女四季漢語字解』の第一丁の表と裏の掲出語と語釈は、『四季漢語字解』のそれらと次のような関係である（中黒点の上の語釈が『女四季漢語字解』のもの、下の語釈が『四季漢語字解』のものである。掲出語の上の数字は『女四季漢語字解』における配列順。括弧のなかは『四季漢語字解』における掲出場所）。

- 1 条理 すぢみち・スヂミチ（八五ウ4）
- 2 賞金 ごほうびきん・ツクノヒキン（八五ウ2）
- 3 集合 よりあつまり・ヨリアツマル（八六オ）
- 4 尊大 たかぶる・オホツラ（三七ウ）
- 5 文芸 がくもんげいのう・ガクモンゲイノウ（六〇オ）
- 6 才力 はたらきある人・ハタラク（七一オ）
「一丁オ」
- 7 器械 どうくうつわ・トククウツワ（七四ウ）
- 8 地球 せかいの事・ダイチノ事（一九オ1）

9 寵遇 おきにいる事・キニイル(一九オ7)

10 余業 くわぶんなげふ・ヨブンナシワザ(三二一オ)

11 探索 さくりもとめる・サグリモトムル(三三ウ3)

12 隊長 へいたいがしら・シソツノカシラ(三三ウ2)

13 奮発 ふるいおこる・フルヒオコル(五九ウ) 「二丁ウ

これら一三語の配列は全体としては組織的ではない。しかし、部分的に見れば『四季漢語字解』の同じ丁から、また丁を追って採集されている。「条理・賞金」は同じ面の二語が、行が前後してはいるが、採集されている。「集合」はその次の丁にある語である。「地球・寵遇」、「余業・探索・隊長」も『四季漢語字解』において近隣の語である。

『女四季漢語字解』の一〇丁の四行から一一丁四行目までの一五語は、掲出語に付された振り仮名の第一字目がコ・エ・キ・ユ・メであって、イロハ順に従っており、『新撰字解』で増補され、『四季漢語字解』に継承された「古来」を含めて、次のように『四季漢語字解』の、しかも至近の丁・オウ・行をほぼ追って続く。

122 古来 むかしより・イニシヘヨリ(六二ウ)

123 鼓吹 ふえたいこ・フエタイコ(六三オ6)

124 酷吏 むごきやくにん・ムゴキヤク人(六三オ8)

125 糊口 くちがせき・クチカセキ(六三ウ1)

126 幼稚 いとけない・イトケナシ(六三ウ6)

- 127 援兵 かせいのごんせい・カセイノゲンセイ (六四オ1)
- 128 宮繕 とりつくろい・トリツクロイ (六四オ6)
- 129 郷里 むらさと・ムラサト (七五ウ4)
- 130 錦旗 にしきのみはた・ニシキノミハタ (七五ウ5)
- 131 起居 たちい・タチイ (七五ウ2)
- 132 勇気 いさましきせう・イサマシキキシヨウ (七六オ5)
- 133 輸入 つみいれる・ツミイレル (七六ウ3)
- 134 輸出 つみだす・ツミダス (七六ウ4)
- 135 名族 いへから・イヘカラ (七七オ5)
- 136 面折 はじかゝす・人ヲ目ノマヘデクヅク (七七オ6)

次の場合も、振り仮名はサ・キと続き、同様のことが言えるであろう。

- 170 歳華 としつき・トシツキ (七六ウ1)
- 171 策略 はかりこと・ハカリコト (七一ウ6)
- 172 禁錮 はうこうをかまふ・ハウコウカマイ (七二オ8)

このように、『女四季漢語字解』の掲出語は『四季漢語字解』のページを繰りながら採集されているから、このことを前提にすれば、『女四季漢語字解』の三二オに「管轄」(『四季漢語字解』の三一オ5)と「交際」(『四季漢語字

「解」の三一〇一）が並んでおり、前者に「くわんくはつ」、後者に「かうさい」と振り仮名が付いていて、「く」で始まる語と「か」で始まる語が隣接しているけれども、それは『四季漢語字解』の三一〇に「交際・号令・号泣・横行・管轄・閑民・閑筆」のように、「か」で始まる振り仮名の語に混じって、「く」で始まる振り仮名でなければならぬ。「管轄」が誤って記載されているからであるということになる。『四季漢語字解』においてこのような乱れがあるのは、さらに遡ると、『新撰字解』において「管轄」がカ部に掲出され（三七丁オ。なお「管轄」はク部にも掲載されている。このことは「増補新令字解」でも同じである。）、「カンカツ」と振り仮名が付けられたためであることが判明する。さらに、『女四季漢語字解』の四丁ウに「管略 ことすくな」「艱難 なんぎする」「開拓 とちひらく」と並んでいるが、『四季漢語字解』には、「簡略 コトスクナ」（二四ウ②）「艱難 ナンギナル」（二五オ⑥）「開拓 トチヲヒラク」（二五オ⑧）とあるから、『女四季漢語字解』の「管略」は「簡略」の誤記であることが判明する。また、九丁オの六行と七行目に「誹訪 そしる」（「訪」は原本のまま）・「氷解 わけがわかつた」とあり、振り仮名が「ひ」である語と「へ」で始まる語が並んでいるが、これは『四季漢語字解』では「誹訪 ワルクイフ」（八六ウ⑧）・「氷解 サツパリトアトモナシ」（八七オ③）であるので、『女四季漢語字解』において振り仮名が誤って記されたと考えてよいであろう。このように『女四季漢語字解』の問題のある語の多くは『四季漢語字解』との関係で訂正することができる。ただし、「両者の間に語釈の相違は多い。これは『女四季漢語字解』で編者が、『四季漢語文章』の誤りの訂正、あるいは平易化を試みていると考えるべきである。右で挙げた掲出語について言えば、2「賞金」の「こほうびきん↑ツクノヒキン」は、『新撰字解』に「賞金 ホウビノカネ」（一〇八オ12）、「賞金 ツクノヒキン」（一〇

八ウ7)とあるのを両者の語釈を混同して、『四季漢語字解』で「賞金ツクノヒキン」としたのを訂正したのである。そのほか、4の「たかぶる↑オホヅラ」、12の「へいたいがしら↑シツツノカシラ」、122の「むかしより↑イニシヘヨリ」は、分かりやすい語釈に改められていると言える。136「はじかゝす↑人ヲ目ノマヘデクジク」も「クジク」を平易に言い換えていることでは『女四季漢語字解』のほうが分かりやすい。ただし、「氷解」の語釈については当時の用法から見て『四季漢語字解』と別の意味が記載されていると考えてよい。

恭順謹慎無二念の段達教聞寛典の御処置可被仰出旨然る上は一時の罪名御氷解徳川家安堵の御沙汰被成下候儀と奉存候へ共(『中外新聞』三二号一ウ、慶応四年閏四月二十九日)

女主親ヲ書ヲリンコロンノ寡婦ニ贈リ以テ弔詞ヲ陳シ議院ニ於テモ亦弔詞ヲ陳ノ哀痛ノ情ヲ致セシ故ニ英米兩國多年ノ紛紜此ニ於テ氷解シテ(箕作麟祥訳『万国新史』下編四三オ、明治九年刊)

或る人横濱在留西洋人の為に妾を媒すその媒酌の注文を出したる西洋人の居留処に寓居の南京人にて筆談を以て頼みたり此方の媒人も稍文字を解したる故筆談にて注文を受けたり其注文書年齢は幾歳より幾歳までの間給金は如何程など云ふ事悉く氷解して疑ひ無し(『中外新聞』二二号2ウ・3オ、慶応四年閏四月六日)

御処置に付ては負罪小臣輩彼是御疑念申上候筋には無之(中略)乍^{おそれながら}恐^{おそれながら}右情実御直話被^{ひまうかて}遊候はゞ忽ち御氷解にも相成可^{とかく}レ申歎私式^{とかく}克^{とかく}角^{とかく}可^{とかく}レ申上二様も無^{とかく}之^{とかく}之^{とかく}候へ共事實能々御明諒被^{とかく}遊御氷解相成多人數無^{とかく}辜^{とかく}の死を遁^{とかく}れ候様被^{とかく}成下^{とかく}候はゞ難^{とかく}有^{とかく}可^{とかく}レ奉^{とかく}存候(『中外新聞外編』二二号三九オ、慶応四年五月)

右の最初の二例は『四季漢語字解』に記載の「サツパリトアトモナシ」の意味であるが、後の三例は『女四季漢語

字解」にある「わけがわかった」の意味で理解する方が納得しやすい。「氷解」に「御」が冠せられ、「ニ相成」に続くことがあるのも、人の行為である「事情が理解できる」の意であるためである。これは明治語である。

このほか、『女四季漢語字解』のほうが『四季漢語字解』に比べて語釈が平易であることが多い。

きこへのよしあし↑クワイブノヨシアシ（「榮譽」）　きにいらぬ事↑フシヨウチ（「不平」）　なかたちの

事↑クチイレ（「紹介」）　たづさはる事↑コトニアツカリタツサハル（「関係」）　さけいろにおぼれる↑酒

色ニオボレル（「流連」）　よわりはてる↑ツカレツイヘ（「疲弊」）　とくとかんがへる↑ヨクカンガヘル

（「熟慮」）　なんぎする↑ナンギクルシミ（「辛苦」）　しごくばか↑ゴクノオロカ（「至愚」）　いつまでも

のこる↑イツマテモスタラヌ（「不朽」）　すこしのでがら↑ササイナテガラ（「微功」）　やどがへ↑テナタ

ク（「移住」）　そばでみる↑カタハラニテミテイル（「傍観」）　をじぎをする↑カシラヲチニツケル（「頓

首」）　とりとめぬうはさ↑トリトメヌハナシ（「浮説」）

ところで、『女四季文章』に頭書として漢語辞書が掲げられたのは何故か。『四季漢語字解』の掲出語はイロハ配列であり、頭字での類集がなされているから漢語の表記を知るためにも、また漢語の意味を知るのにも役立つ。いずれにしても、語数は少ないが、実用を目指している。ところが、『女四季漢語字解』では漢語の扱いが違う。掲出語数は『四季漢語字解』の約一四パーセントと少なく、しかも既に示したごとく全体としては配列に何の基準もない。これでは表記字典としても読解辞書としても役に立たない。『女四季漢語字解』は、長橋間右衛門が編集した漢語辞書のなかでもっとも非実用的な内容である。

ところで、この本の頭書は四部から成っている。一丁から一五丁ウまでが「漢語字解」、一六丁オから四六丁オの三行までが「内国物産」、四六丁オの四行目から五二丁オ一行までが「世界国名」、五二丁オの二行から五九丁ウまでが「英語」である。「内国物産」は山城・大和・河内・和泉・摂津・伊賀・伊勢・志摩・尾張・三河など国別に産物が記してあり、厳密ではなく分類名もないが、ほぼ畿内・東海・関東・中国・四国・九州に分けられている。

「世界国名」は亜細亞洲・阿非利加州・歐羅巴州・北亞米利加州・南亞米利加州・大洋州の分類名の下に漢字表記の国名が記されている。「英語」は、分類名はないが、人物名・身体名・動物名・天体名・道具名などの身近な日本語に対応する英語が類集された和英辞典である。頭書は四種類ともに簡略であるが、そのうちで、求める事柄が探しにくいのは「漢語字解」である。「漢語字解」は四種類の頭書記事の内でもっとも実用性に乏しい。掲出漢語の選択基準も特になさそうである。^{注11}「印度」にしても、世界地理に必要な語として掲げられているのではない。この語は既述のごとく元は『新令字解』に掲出されていたのが、『増補新令字解』、そして『新撰字解』、さらに『四季漢語字解』へと受け継がれて、『女四季漢語字解』にたどりついた語であって必ずしも必要度の高さのために掲出されているのではない。それでは、どのような目的で『女四季漢語字解』が掲載されているかといえ、当用のためではなく、女性が教養を高めることを名目としたものである。漢語辞書が読み物に変質しているのである。これは、『世英婦女往来』(明治六年八月刊)の頭書に、世界の主な国の人口と首府名、「英語」などに交え、「御布令の文字の略解」として、わずか五二語であるが、漢語を配列順不整のまま語釈を付けて掲載しているのと同じである。^{注12}

(四)

『増補漢語字解大全』は書名から考えれば「漢語字解」を増補した漢語辞書のように理解できる。しかし、はたしてそうか。

この漢語辞書にはいくつかの特徴がある。一つは掲出語の配列である。第一次配列はイロハ順、第二次配列は振り仮名の少ないものから多いものへの順である。同様の配列法をとっている先行の漢語辞書に『新撰字類』（松屋貫一編）があるが、この辞書の掲出語は二字漢語に限られている。ところが、『増補漢語字解大全』の掲出語は、単字から始まって四字の漢語や、それ以上の漢字を連ねた句もあり、したがって、振り仮名が七字以上の掲出語もある。イ部では「一刻千金」、「一杯未^{イッパイ}乾^{イッパイ}」などがある。近世の早引節用集の配列法を取り入れているのである。漢字数順に配列した漢語辞書はこの辞書以前にあるけれども、振り仮名数順の漢語辞書は本書が初めてである。ここに『増補漢語字解大全』の価値がある。次の特徴は、欠点と言うべきであろうが、頭字での類集が十分ではないことである。例として、ハ部の、振り仮名が四字である掲出語に冒頭から番号を付けて挙げると（上段から下段へ、右から左へと数える）、1 「敗^イ衄^ハ」、2 「敗^イ形^ハ」、3 「敗^イ聞^ハ」、4 「敗^イ蓋^ハ」、5 「藩^イ屏^ハ」、6 「藩^イ主^ハ」、7 「藩^イ号^ハ」、8 「陪^イ臣^ハ」のように続き、そして、「白」で始まる漢語は、67 「白刃^ハ」、68 「白粟^ハ」、69 「白梅^ハ」、70 「白日^ハ」、169 「白面^ハ」、182 「白頭^ハ」、184 「白痴^ハ」、228 「白日^ハ」、272 「白粟^ハ」、273 「白眼^ハ」、290 「白書^ハ」のごとく掲出されている。「白刃」から「白日」は六七番目から七〇番目に掲出されており、「白面」は約一〇〇語離れた一六九番目に、「白頭」はそれから一三語後の一八二語目、「白痴」は一語おいて一八四語目に記されている。このように「白」を頭字とする漢語はほぼ五か所に分けて記

されているのである。しかも「白稟」と「白日」は二度出てくる。一八四番目の「白痴」は振り仮名数が三字であるから誤記である。もっとも、三字語のところにも「白痴」が記載されているから、その点で言えば、これも重複していることになる。次に「方」を頭字とする四字の振り仮名語を見ると、23「方今」、24「方向」、115「方物」、117「方寸」、131「方面」、142「方金」、144「方物」、146「方音」、148「方今」、165「方正」、199「方言」で、ほぼ六か所に分けて記載されている。そして、「方今」が重複している。

コ部の四字の振り仮名語は、1「公裁」、2「公論」、3「公事」、4「功績」、5「侯伯」、6「公然」、7「後裔」、8「興廢」、9「混淆」と続き、「国」を頭にもつ漢語を見ると、10「国体」、12「国難」、13「国典」、24「国益」、26「国恩」、27「国禁」、31「国乱」、35「国民」、70「国財」、88「国債」、107「国体」、108「国法」、111「国益」、112「国恩」、113「国賊」のように記されていて、まとまりが悪い。しかも、「国体」、「国益」、「国恩」は二度の掲載である。コ部の四字振り仮名語の全体では、他に「口端」と「困弊」も二回、掲出されている。再出される語のあることは他の部でも同様であり、再出語が多いことが本辞書の三つ目の特徴である。『増補漢語字解大全』は掲出語が十分に整理されていない辞書であるということになる。

なぜ欠陥のある辞書ができたか。それは、この辞書の成立過程を追跡し、漢語辞書の系譜のなかに位置づけることで解明できる。『増補漢語字解大全』の掲出語は大きく二つの層に分かれる。今、振り仮名数が六字以上である語を取り上げて説明する。ハ部では次のごとくである。

白黄麻(○△)

方寸之中(△)

莫逆之交(○△)

万世不拔(△)

傍觀坐視(△)

万世不

換(△) 拔荷密商(○) 半上落下(○) 蚌鷓相待(○) 褒賞之典(○) 販売定則(○)
 紡績縫針(○) 妨害之律例(○) 藩陪從吏卒(○) 抱関撃柝(△) 抱鼓不_レ鼓(○) 牌
 干杭標札(○) 謀臣如_レ雨(△) 万世人臣模範(○)

掲出語の下の括弧中の符号は、○が明治五年冬に刊行された『増補布令字弁』に掲載されていることを示し、△が『新撰字解』に掲載されていることを示す。これによると、『増補漢語字解大全』に記載されている、八部の、振り仮名が六字以上の掲出語のすべてが『増補布令字弁』と『新撰字解』、または、これらの辞書のどちらかに認められる。なお、「販売定則」と「抱鼓不_レ鼓」は『増補布令字弁』の遺漏編に掲載されている語である。

コ部では次のようである。

股肱之臣(○) 鴻臚館(○△) 鴻鵠之志(○) 国運循環(○) 五畿七道(△) 公平正大
 (△) 国事多端(△) 国家之命脉(△) 骨鯁之臣(○△) 魂爽飛越(○△) 骨肉相食(○)
 △ 鵠鷄菜色(○△) 国民失利(△) 誤製失産(△) 五障三従(△) 棚外之制(○)
 功費之多寡 (△)

「鵠鷄菜色」の「鷄」は『増補布令字弁』『新撰字解』ともに「形」であるが、これを同一語と見なすならば、右のすべての語が少なくとも両辞書のいずれかに記載されている。このことは、『増補漢語字解大全』のこれらの掲出語が『増補布令字弁』と『新撰字解』とから採集されていることを示している。しかし、(○△)の場合は、どちらの辞書から採られているかが分からないが、『増補布令字弁』であることが、『増補布令字弁』では多字漢語(句もある)

がイロハ各部の最終部に集められており、その配列順に『増補漢語字解大全』の多字漢語が記されていることで判明する。また、振り仮名の少ない掲出語の一致率からも、次のように『増補布令字弁』との関係の強さが推定できる。

八部の、振り仮名が四字である掲出語は二九〇語であり、冒頭部は、

敗岨	敗形	敗聞	敗蓋(以上が又一二オ) ^{注14}	4 藩屏	6 藩主	8 藩号	9 陪臣	10 廢去
11 廢失	13 廢業	14 廢典	15 舶来	16 暴拳	17 暴發	19 暴行	20 暴激	23 莫太
25 発炮	26 繁盛	27 邦憲	29 方今	30 方向	31 煩慮	33 搬運	39 亡魂	41 亡命(以上が又一二ウ)

ウ)

である。掲出語の頭に付けた番号は、『増補布令字弁』に二段・一二行に掲出されている漢語を上から下へ、右から左へと数えた番号である。これによると、最初の四語は『増補布令字弁』に見えない語である。『新撰字解』にもない。五番目からは『増補布令字弁』の掲載順にほぼ並んでいる。1から3、5、7、12、18、21、22、28、32、34、35、36、37、38、40が欠けているのは、1「撥乱」と7「藩籍」は不採用、2「敗毀」、12「廢止」、18「暴威」、22「幕府」、28「幕吏」、32「万機」、34「褒詞」、35「邦家」、37「保護」、40「工子」は振り仮名が三字であり、また3「跋渉」、21「反状」、36「反逆」、38「傍觀」は振り仮名が五字であるので、それぞれ三字語の所、五字語の所に掲載されているからである。残るのは5の「陪從」であるが、これは四字語の所の後方、二四九番目に掲載されている。語釈は「ツキシタガフ」である。ところが、『増補布令字弁』の語釈は「トモマハリ」であるから『増補布令字弁』の語釈ではない。「ツキシタガフ」は『新撰字解』の語釈である。ということは、『増補布令字弁』の「陪從」は不採

用であって、『新撰字解』の「陪従」が採用されていることになる。後の方に掲載されているのはそのためである。

このように理解すると、『増補漢語字解大全』の八部の、振り仮名が四字である語は、

- ① 又一二丁ウの一行目から一七丁オの五行目下段の語までがほぼ『増補布令字弁』から採集されたものである。
- ② 一七丁オの六行目上段の「宝輦」から一二行下段の「盤頭」までは『増補布令字弁』の遺漏編からの採集である。
- ③ 一七丁ウ一行目から一八丁オの一行目までの語まではほぼ『新撰字解』から採集されたものである。

のように三部に分かれる。ほぼと条件が付くのは、①については「包挙・白日・犯人・方金・方音・白頭・反戈」が『増補布令字弁』に見られず（『新撰字解』にもない）、『増補漢語字解大全』での増補語と考えられるからである。また振り仮名がハ以外で始まる「角觚・歌会・客兵・姦雄・颶風」が誤って掲載されているからである。なお、最後から二語目・三語目・五語目の「亡卒・自白（二度目の掲出）・犯人」も増補語である。②については、一七丁オの一行目の「反対」は二度目の掲出であるが、『新撰字解』の語釈が採られた可能性がないわけではない。というのは、『増補漢語字解大全』の最初に掲出されている語の語釈・『増補漢語字解大全』の二度目に掲出されている語の語釈・『増補布令字弁』の語釈・『増補布令字弁』遺漏編の語釈・『新撰字解』の語釈を並べると次のようになるからである。

反対 ソノウラ・ウラニナル・ソノウラ・ウラニナル・ウラニナル

二度目の「反対」は『新撰字解』から採集された可能性もあるが、「反対」の前後の掲出語の十数語がすべて『増補布令字弁』の遺漏編から採られているので直接には遺漏編からの採集であると考えおく。ただし、一六丁ウに記載

の「敗走」の語釈を『増補漢語字解大全』『増補布令字弁』『新撰字解』の順に並べると次のようになるから、この「敗走」は『新撰字解』から採られている可能性を考える必要がある。

敗走 マケテニゲル・イクサニマケル・ヤブレニゲル

前に『増補漢語字解大全』の欠点の一つとして再出語があることを挙げたが、それは『増補布令字弁』と、『増補布令字弁』の遺漏編、そして『新撰字解』が編集の資料として用いられているからである。『増補布令字弁』と『新撰字解』には同じ掲出語が多数あり、しかも、『増補布令字弁』の遺漏編には本編の掲出語と重複する語が多く記載されていることに起因する。③については、「半減・廢疾」は『新撰字解』に掲出されておらず、『増補布令字弁』に見えるから、この二語は『増補布令字弁』からの採集と考えてよいであろう。「阪兵」は『新撰字解』に出ているのは「坂兵」であるから「坂兵」の誤記としてよい。最後の「白書」は『新撰字解』『増補布令字弁』にも掲出されていない漢語である。以上のようなことを除けば、①の箇所掲出語は『増補布令字弁』から採集され、②の箇所の一四語は『増補布令字弁』の遺漏編から拾われている。そして③の箇所の語は、掲出語数は①に比べるとその約二―三倍セントに過ぎず四六語であるが、これらは『新撰字解』から掲出語が集められている。この掲出語の構造は八部の振り仮名が三字や五字の語についても同じである。

次に、コ部の、四字振り仮名語の一三四語について見ると、最初から一〇一語（「公裁」から「貢米」まで）は『増補布令字弁』の正編から採集され、続く「候白・乞裁・公道・公法」は『増補布令字弁』の遺漏編からの採集である。その後の二七語は『新撰字解』から採られ、「国体」の次に掲載されている「国法」と、「国恩」の次の「国賊」

の二語は増補語である。

コ部の四字振り仮名語には重複語が多い。二度、掲出された「困体・国益・困窮・根底・困弊・困恩」について、『増補漢語字解大全』の最初の掲出語の語釈・『増補漢語字解大全』の二度目の掲出語の語釈・『増補布令字弁』の語釈・『新撰字解』の語釈を比べると、『増補漢語字解大全』の二度目に掲出されている語の語釈が『新撰字解』の語釈に近いことが分かる。

困体 クニノ(ス)ガタ・クニノヤウスガラ・クニノスガタト云_レクニノヤウスガラ

国益 クニノトクツク_レクニノタメ・クニ、トクノツク_レクニノタメ

困窮 コマリコマル・コマル・コマリキハマル_レコマル

根底 オホモト・モトダテ・オホモト・モトダテ

困弊 ナンジウスル・ヨハリキル・ヨハリキル・ヨワリキル

困恩 クニノオン・クニノヨン・クニノオン_レクニノヨン

なお、今まで取り上げた『新撰字解』を、ほとんど同内容の『増補新令字解』に置き換えることができるかと言えば、それはできない。なぜならば、『新撰字解』において増補された漢語が『増補漢語字解大全』に見えるからである。たとえば、『増補漢語字解大全』の八部三字語の最後の方に記載されている「拝眉・麈寺」は『新撰字解』が編集されたときに増補された語であって、『増補新令字解』にはない語である。またコ部の三字振り仮名語の最後の方に記されている「古来」、四字振り仮名語の「興隆・国益(語釈は「クニノタメ」)・宏才・哭哀」はともに『新撰字

『解』において増補された語であって『増補新令字解』には見えない語である。したがて『増補漢語字解大全』に掲出されているのは『新撰字解』から拾われているということになる。しかし、『新撰字解』よりも多く『増補漢語字解大全』に掲出語を提供しているのは『増補布令字弁』である。このように『増補漢語字解大全』の成立過程が判明すると、この辞書のもう一つの欠点の生じた原因が分かってくる。

『増補布令字弁』は『布令字弁』の第一編から第七編を改編したものに二二丁の「補遺編」を加えたものである。本編についてやや詳しく言えば、イロハ各部において第一編の掲出語を元のまま掲出し、次に第二編の掲出語を配列、その次に第三編というふうに順次に第七編までを配列する。これに増補語を各編の間などに挿入し、多字漢語をイロハ各部の最後に集めて、さらに掲出語の漢字音や、語釈に改変を加えたものが『増補布令字弁』であるということになる。この『増補布令字弁』と『増補漢語字解』との関係は次のごとくである。ハ部を例にとり、後者の掲出語に冒頭から番号を振って「白」で始まる漢語を挙げると、前述のごとく67「白刃」、68「白粟」、69「白梅」、70「白日」、169「白面」、182「白頭」、184「白痴」、228「白日」、272「白粟」、273「白眼」、290「白書」のように五か所に分記されており、一方、これらの漢語は『増補布令字弁』において、「白刃・白粟・白梅」は『布令字弁』の第二編に該当する所に掲載され、「白痴」は『布令字弁』の第三編に当たる所に記載、「白面」は『布令字弁』の第五編相当の所に掲載されている。また「白眼」は『新撰字解』に掲載されている語である。残りの漢語は他の資料から採用されたものである。次に、「方」を頭字とする四字の振り仮名語では、23「方今」、24「方向」、115「方物」、117「方寸」、131「方面」、142「方金」、144「方物」、146「方音」、148「方今」、165「方正」、199「方言」であって、六か所に記載されているが、こ

これらの語の多くも『増補布令字弁』に次のように記載されている。「方今・方向」は第一編、「方物・方面・方寸」は第三編、「方正」は第五編、「方言」は第七編に該当するそれぞれの箇所に記載されている。「方向・方面」は『新撰字解』にも記載されているが、語釈を『増補漢語字解大全』『増補布令字弁』『新撰字解』の順に並べると、

方向 メド、云「ハウガク　メドト云」「コ、ロノムキ

方面 一方ヲサス・一方ノ大シヤウ・イツパウノタイシヤウ

のようになる。『増補漢語字解大全』の語釈は、「方向」については『増補布令字弁』のもの（『布令字弁』第一編に該当する箇所に記載されている掲出語の語釈）の一部を採り、『新撰字解』が『新令字解』から継承した語釈（「コ、ロノムキ」には従っていない。一方、「方面」については、『増補布令字弁』（『布令字弁』第三編に当たる箇所に掲載されている語の語釈）と『新撰字解』のものが『漢語字類』から継承した中国の古典漢語の意味であって、日本においても『日本外史』などに見られる意味であるが、この意味を採らず、当代語の意味に改変されている。^{注15}

また、コ部の四字振り仮名語で「国」を頭に持つ漢語を見ると、既述のごとく10「国体」、12「国難」、13「国典」、24「国益」、26「国恩」、27「国禁」、31「国乱」、35「国民」、70「国財」、88「国債」、107「国体」、108「国法」、111「国益」、112「国恩」、113「国賊」であり、まとまりが悪い。ところが、これらは、『増補布令字弁』に次のように記載されている語である。「国体」（第一編の一九語目）、「国益」（第一編の二四語目）、「国難・国恩」（第一編の二七語目・二八語目）、「国典・国禁」（『増補布令字弁』において増補された語。「国恩」の次に配列されている。）、「国乱」（第二編の一五語目）、「国民」（『増補布令字弁』において「国乱」の一〇語目に増補された語）、「国財」（第六編の一二

語目)、「国債」(『増補布令字弁』において増補され、「国財」の次に配列されている語)である。なお、「国体・国法・国益・国恩」は『新撰字解』にも記載されている。「国賊」は『増補布令字弁』『新撰字解』以外からの採集である。

『増補漢語字解大全』の、頭字を同じくする掲出語の分散は、編集するとき用いられた『増補布令字弁』の配列を反映したものである。また『増補布令字弁』と『新撰字解』の両方から掲出語を承けている結果でもあったのである。実は、『増補漢語字解』は掲出語の漢字音や語釈もこれらの編集資料から継承しているのであるが、『増補布令字弁』や『新撰字解』を継承することは、さらに先行の種々の漢語辞書を受け継いでいるということでもある。

『布令字弁』の第二編・第三編・第四編は先行の『漢語字類』の掲出語を承け、語釈を継承・改変して成立している。また、第六編は『新撰字類』を継承している。先行の辞書との関係が指摘できないのは第一編のみであり、第七編は特定化はできないが節用集のような表記字典が係わっている。『増補布令字弁』はこれらの各編の掲出語を継承し、増補しながら、そして掲出語の漢字音や語釈を継承・改変して編集されている。一方、『新撰字解』は既述のように直接には『増補新令字解』を承け、間接には『新令字解』と『漢語字類』の掲出語を取捨し、増補しながら、掲出語の漢字音や、語釈を継承・改変して編集されている。『増補漢語字解大全』は直接にはこの『増補布令字弁』と『新撰字解』を資料にして編集されているのであるから、掲出語の配列や漢字音、また語釈はこれらの漢語辞書の影響をさまざまに承けていることになるが、結局は、掲出語と、その漢字音や語釈の多くが『新令字解』と『漢語字類』に回帰する。^{注16}

(五)

『増補四季文章』の頭書「増補漢語字解」は掲出語が二字漢語ばかりのイロハ配列の漢語辞書である。『四季漢語字解』、『女四季漢語字解』、『増補漢語字解大全』の構造を見てきた今では、『増補四季漢語字解』が『四季漢語字解』を増補したものではないであろうと見当を付けることは容易である。そして、この『増補四季漢語字解』の基礎資料が『増補布令字弁』であることに気づくこともさほど難しいことではない。『増補四季漢語字解』の八部の冒頭部と最終部は次のようになっていいる。

万姓	1 撥乱	3 跋涉	4 藩屏	5 陪從	6 藩主	7 藩籍	8 藩号	9 陪臣	10 廢去
11 廢失	12 廢止	廢藩	廢国	廢劔	15 舶来	16 暴挙	17 暴発	18 暴威	19 暴行
激	21 反状	22 幕府	幕臣	23 莫大	炮兵	25 発炮	26 繁盛(中略)	199 蕃舶	200 盤道
285 反对	291 報酬	320 邦令	322 放逐	321 拌 <small>ハイヤイマツ</small>	載 <small>マコ</small>	326 敗走			

掲出語の頭に記した数字は『増補布令字弁』における八部の掲出番号である。これによると、『増補四季漢語字解』の八部は、冒頭の語を独自に増補し、その後は『増補布令字弁』の掲出語をほぼこの順序で採用している。ただし、『増補布令字弁』の二番目に掲出されている「廢毀」や、一三番目の「廢業」、一四番目の「廢典」を不採用にし、その代わりに「廢藩・廢国・廢劔・幕臣・炮兵」を増補している。番号が後になるほど不採用の語が多くなる。『増補四季漢語字解』の八部は、『増補布令字弁』の掲出語三八五語のうち一七五語を採用し、一一語を増補して一八六語

にしたものである。ただし『増補布令字弁』から採った語については、掲出語の漢字音を変え、また語釈を改変することがある。

コ部について、ハ部と同様の方法で見ると次のようである。

2 公裁	公務	3 公論	4 公議	5 公平	6 公然	8 国威	19 国体	24 国益	51 国史
52 国旗	54 国民	53 国辱	27 国難	国政	30 国禁	28 国恩	44 国乱	170 国債	175 国情
182 公費	181 公行	180 公布	1 弘通	10 後裔	9 功績	11 興起	12 鼓舞	14 興廃	7 興儀
15 混淆	16 巨細	17 固陋	18 光栄	(中略)	74 護送	87 墾田	50 哭泣(再出)	60 拘束	
59 怙恃	45 後殿	39 固守(再出)	35 根底(再出)	36 攻取(再出)	38 孤城(再出)	23 黄昏			
56 忽焉(再出)	110 克捷	66 糊塗(再集)	72 護軍	103 肴将(再出)	147 顧省	179 戸数			
戸長	187 講演	193 構究	166 娛目	誤字	202 劫略	公私			

冒頭部には、「国」を頭字にする「国威」から「国情」までの一四語を類集して配列し、また七番目の「興儀」を一四番目の「興廃」の次に配列するなど、頭字による類集を目指した形跡があるが、その他の語は部分的な類集で、全体的には分散掲出である。最終部では、ハ部と同様に不採用語が多くなり、配列順序が乱れる。また再出語が集中する。『増補四季漢語字解』のコ部は、『増補布令字弁』のコ部の掲出語二二九語から一七一語を採集し、七語を増補して、そして掲出語の漢字音や語釈に改変を加えて編集されている。

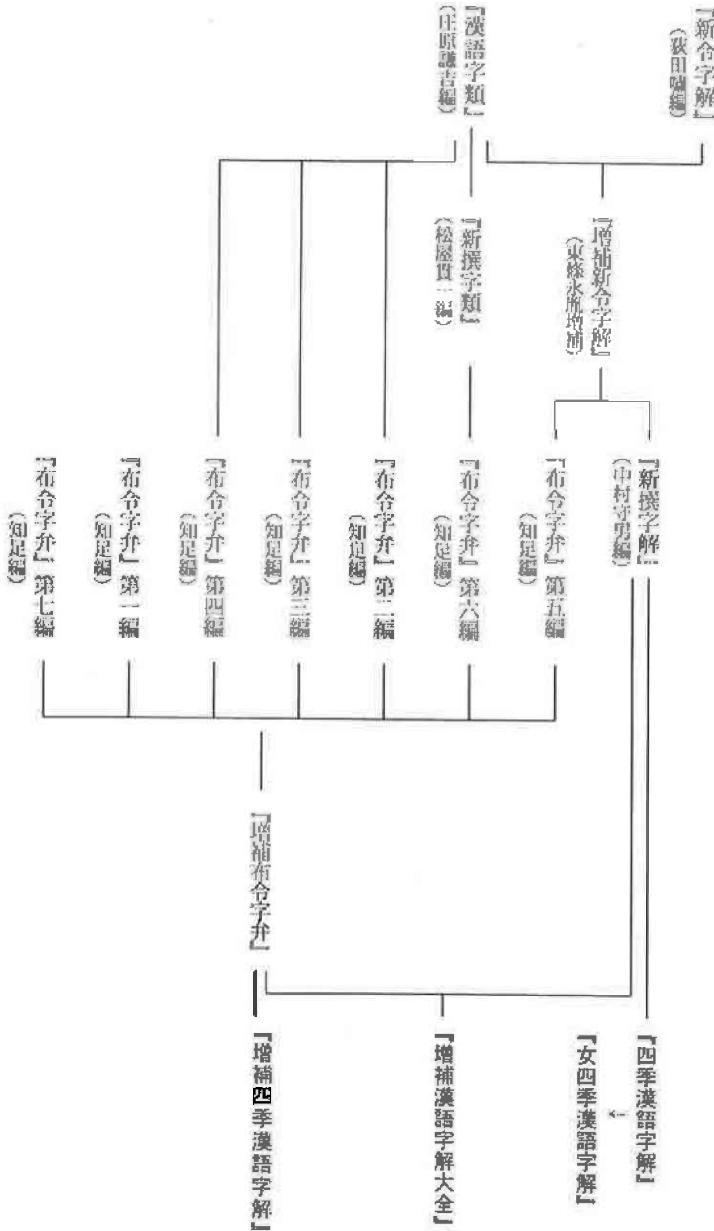
このようにして成立した『増補四季文章』の頭書『増補漢語字解』は総掲出語数が三三二〇語であり、『増補布令

字弁』の総掲出語数は六六一二語であるから、掲出語数から言えば、『増補四季漢語字解』は『増補布令字弁』の縮約版である。この縮約本を、『増補漢語字解』のように、「増補」という語を付して呼ぶのは理屈に合わない。しかし、当時の「増補」という語は、既に存在する特定の漢語辞書の増補であることを必ずしも意味しない。この場合も、『漢語字解』を増補したのではない。ただし、以前、長橋間右衛門が編集したことのある同名の『漢語字解』よりも掲出語が多いということでは増補であるから編者は矛盾を感じていなかったのかもしれない。

「増補」の意味する事柄が現代語と違うことでは『増補漢語字解大全』の場合も同様である。この辞書は既に述べたごとく『増補布令字弁』の掲出語六六一二語を基礎にして、これに『新撰字解』の掲出語と、さらに別の増補語を加えて八二四〇語の辞書にしたものであるから、『増補布令字弁』の増補本である。したがって、書名は『増補・増補布令字弁』でなければならない。『漢語字解』を増補した辞書ではないから、『増補漢語字解大全』では書名が内容と一致しないことになる。そのうえ、『増補漢語字解大全』は、イロハ配列の『増補布令字弁』を早引き式の配列に改めた辞書であるから「改編」もされている。さらに、このことは長橋間右衛門のすべての漢語辞書について言えることであるが、既に指摘したごとく掲出語の漢字音や語釈が改められているから改訂本でもある。しかし、「増補」の名の下に「改編」や「改訂」が隠れている。

長橋間右衛門の編集した漢語辞書の書名は単調である。しかし、その内容は多種多様である。それと同時に、長橋間右衛門が自覚していたであろうよりも多数の先行の漢語辞書との係わりを間接的にもっており、次の図のごとく、重層的な構造の漢語辞書を編集することになっている。

【『漢語字解』と先行漢語辞書との関係】



注1 拙著『近代漢語辞書の成立と展開』（平成二年十一月、笠間書院刊）第三章第三節「漢語辞書の系譜」。

注2 「近代漢語辞書の基準」（『京都府立大学学術報告人文・社会』第四十九号、平成九年十二月）。ただし、「漢語字解」は、5

9「四季文章」と、8012の『女四季文章』の頭書との混同があり、後者が附表「近代漢語辞書一覽」から落ちてきている。これと連動して「近代漢語辞書の基準」の注13に記した文章にも混乱がある。なお、134の『増補漢語字解』は国立国会図書館蔵本である。

注3 土屋信一「漢語流行の一側面―明治初期女子用往来米物を資料として―」（『国語語彙史の研究』五、昭和五十九年五月）でも刊年を題字によって「明治八年十二月」を刊行年月としておられる。

注4 土屋信一氏蔵本には販売書肆として江島喜兵衛から中野啓蔵までの一〇名が記されており、謙堂文庫蔵本には北畠茂兵衛から中川勘助までの一二名が記されている。架蔵本には販売書肆名がないが、改装本であるために剥脱したのかも知れない。なお、刊記は謙堂文庫本にもなく、題字に「八年十二月」の年月が見える。

注5 松井栄一・松井利彦・土屋信一監修編集。大空社刊。第一期は二〇巻、平成七年十月出版。第二期は二二巻、平成八年三月出版。第三期は二三巻、平成八年十月出版。第四期は三巻、平成九年三月出版。

注6 山田忠雄『近代国語辞書の歩み上』（昭和五十六年七月、三省堂刊）第二章第一章「漢語辞書の盛行」、松井利彦「漢語辞書の系譜」（『国語史学の為に』第二部、昭和六十一年五月、笠間書院刊。後に『近代漢語辞書の成立と展開』に収録）・同『近代漢語辞書の成立と展開』第三章第二節「漢語辞書の成立と成長」、土屋信一「『新令字解』の版種」（『明治期漢語辞書大系』別巻三、平成九年三月刊）など。

注7 「幫」は、原本には「封」の下に「帛」が書かれているが、改めた。

注8 前掲『近代漢語辞書の成立と展開』第三章第三節「漢語辞書の系譜」二三五ページ。

注9 前掲『近代漢語辞書の基準』第四節で漢語辞書と表記字典との関係について述べたことがある。

注10 前掲『漢語流行の側面—明治初期女子用往来物を資料として—』三一九ページ・三四〇ページ。

注11 特に採集の基準はなさそうであるが、むつかしい漢字で表記される語が『四季漢語字解』、『四季女漢語字解』になるに従って少なくなるということは言える。なお、土屋信一氏も前掲『漢語流行の側面—明治初期女子用往来物を資料として—』三二九ページ・三三四ページ・三四〇ページ・三四一ページなどで『女四季漢語字解』の掲出語の性格について触れておられる。

注12 掲出語のほとんどは東條永胤増補の『増補新令字解』系の漢語辞書に見られるものであり、この場合も、先行漢語辞書との関係が窺われる。

注13 前掲『近代漢語辞書の成立と展開』の第三章第二節「漢語辞書の成立と成長」(一五四ページ)で挙げた14の『布令字弁』を、他の種々の『布令字弁』との混同を避けるために『増補布令字弁』と呼ぶことにする(叙題・柱題は「増補布令字弁」である)。

注14 本書には丁付けが一丁オ・二丁ウ・又二丁オ・又二丁ウ・一三丁オのように又丁があることは既に述べた。

注15 拙稿「明治期漢語辞書の諸相」(『明治期漢語辞書大系』別巻三)五一ページから五三ページ。

注16 前掲『近代漢語辞書の成立と展開』第三章第二節「漢語辞書の成立と成長」。